

**榎尾山鳥獣保護区
保護に関する指針**

大 阪 府

1. 名称

榎尾山鳥獣保護区

2. 区域

和泉市と河内長野市との境界線のうち十五丁石地藏を起点とし、桧原分岐から五ツ辻に至り、根来谷林道を北進、府道榎尾山仏並線の接点に至り、同点から府道を約 850 メートル北西進、これより峰づたいに約 1,000 メートル東へ進み、さらに峰づたいに約 1,250 メートル北へ進んだ点から直線で東へ約 260 メートル進み、府道滝畑境界線に至る。これより尾根を上り峰づたいに和泉市と河内長野市との境界線に至り、同境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

3. 面積

約 399 ha

4. 存続期間

令和 3 年 11 月 1 日から令和 13 年 10 月 31 日

5. 鳥獣保護区の指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

6. 鳥獣保護区の指定目的

(1) 地域の概況

榎尾山鳥獣保護区は、大阪府南部和泉市と和歌山県を隔てる和泉山脈の東部に位置する榎尾山（標高 600m）を中心とした保護区である。保護区内には中央部から西北部にかけて榎尾川が、施福寺の東部には東榎尾川が流れているが、いずれも流量が少ない溪流である。東部には滝畑鳥獣保護区（面積約 656ha）が、北部には天野山鳥獣保護区（面積約 348ha）が隣接している。

榎尾山鳥獣保護区内の植生は、施福寺周辺ではスギ・ヒノキ植林やシラカシなどの照葉樹林で構成されており、北部に位置する兜卒岳にはアカガシやアラカシなどの照葉樹林が残っている。それ以外ではスギ・ヒノキ植林を中心にコナラ・クヌギ・アカマツなどの二次林の雑木林が点在する環境となっている。樹木は主な種類だけで 100 種以上存在し、草本類も豊富でミスミソウやウチョウラン、ツメレンゲなどといったレッドリスト記載種も残されている。多様な環境と多くの動植物を有することから隣接する天見・岩湧山・滝畑とともに大阪府の生物多様性ホットスポットの A ランクに指定されている。

榎尾山は金剛生駒紀泉国定公園に指定されるとともに、ダイヤモンドトレールが整備されており、登山や自然観察に訪れる人々が見られる。

(2) 鳥獣の生息状況

鳥獣保護区の存続期間の更新に当たり実施した鳥獣の生息状況等調査（現地調査及び文献調査）では、鳥類が 113 種確認され、そのうち重要種は 35 種であった。重要種のうち、種の保存法記載種は 4 種、環境省レッドリスト記載種は 14 種、大阪府レッドリスト記載種は 29 種であった。

現地調査では、44 種の鳥類が確認された。各調査回の確認種数は繁殖期が 33 種、越冬期が 24 種であった。また、確認した鳥類の生息区分の内訳は、留鳥 50%、夏鳥 30%、冬鳥 18%、外来 2%と、留鳥の割合が半数以上を占め、次いで夏鳥の割合が高い結果となった。繁殖が確認された種（A ランク）は 2 種、繁殖の可能性が高い種（B ランク）は 18 種であった。

現地調査における重要種は 7 種ですべて陸鳥であった。種の保存法記載種であるクマタカ、ハヤブサの 2 種、環境省レッドリスト記載種 4 種、大阪府レッドリスト記載種 6 種が確認された。特に絶滅が危惧されているサシバとハヤブサについては保護区内において繁殖している可能性が示唆された。

文献調査では 112 種の鳥類が確認され、これら確認種の生息区分の内訳は、留鳥 47%、夏鳥 16%、冬鳥 24%、旅鳥 9%、外来 4%であり、現地調査の結果と同様に留鳥が一番高い割合を示したが、現地調査とは異なり次点で冬鳥が高い割合を示した。

文献調査における重要種は 34 種で、そのうち種の保存法記載種は 4 種、環境省レッドリスト記載種は 13 種、大阪府レッドリスト記載種は 28 種であった。重要種の内訳では、タカ目やハヤブサ目等の猛禽類の占める比率が高いことから、これらが繁殖・生息していることは餌となる生物が多く生息するなど、地域の生態系が豊かで多様性に富んでいることを示している。

さらに、鳥類だけでなく、哺乳類では、ムササビなどの大阪府レッドリスト記載種が確認されたほか、現在は減少傾向にあるヒバカリなどの爬虫類やカエル類などの両生類も比較的多く生息していると思われ、これらを捕食する生物にとっても生息しやすい環境が整っていると考えられる。

以上のことから、本保護区は多様な鳥獣が多く生息し、繁殖する豊かな環境を有している地域であると言え、今後とも府域の野生鳥獣の生息地として引き続き保全していくことが重要である。

(3) 保護管理に関する事項

行政職員による巡視や警察と連携したメジロ等の密猟の取締りを実施するとともに、鳥獣保護区の境界を明示する標識を設置するなど鳥獣保護区の適切な管理に努める。

また、行政機関やNPO等と連携し、野鳥観察など人と野生鳥獣との触れ合いの場や自然環境学習の場として学校教育等に積極的に活用されるよう普及啓発

に努める。

さらに、野生鳥獣の生息状況、生息環境を把握するため、NPO等による野生鳥獣の生息状況調査を実施し、科学的データの収集・蓄積に努め、今後の保護管理に反映させる。

なお、シカ・イノシシ等による農業被害に対しては、市町村や農家等による有害鳥獣捕獲や農地への侵入防止柵の設置等の被害防止対策に努める。